

報告第4号

創業支援事業計画について

1. 創業の促進に向けて

- 我が国の開業率は欧米の半分程度（4.9%）にとどまっており、特に地域における開業率は低迷しています（大都市圏以外の29府県が平均を下回る）。また、中小企業数は平成11年の484万社から、平成26年は381万社へと減少し、従業員数も減少しています。
- 平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略 2016」においても、こうした問題意識から、「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」としています。

<参考：開廃業率各国比較>

	開業率	廃業率
日本	4.9%	3.7%
米国	9.3%	10.3%
英国	13.7%	9.6%
(参考)北海道	4.3%	4.2%

資料:

日本、北海道:厚生労働省「雇用保険事業年報(2014)」

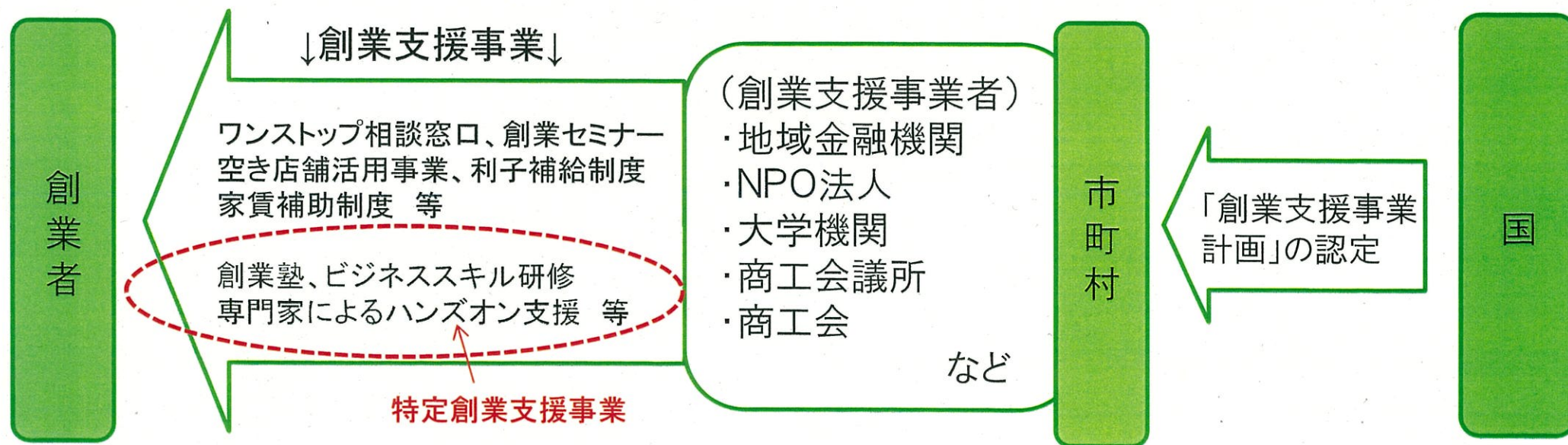
アメリカ:U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy : A Report to the President(2012)」

イギリス:Office for National Statistics「Business Demography(2014)」

2. 地域における創業の促進

○市町村が取り組む「創業」に向けた事業を支援

平成26年1月に施行した「産業競争力強化法」において、市区町村が民間の創業支援事業者（地域金融機関、NPO法人、商工会議所・商工会等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」（最長5年間）について、国が認定を行っています。



3. 創業支援事業計画の概要

○創業支援事業計画の策定について

認定日	平成28年12月26日
実施期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日（3年間）

○創業支援セミナー兼創業カフェ事業について

◆経営	◆財務	◆人材育成	◆販路開拓
-----	-----	-------	-------

の知識がすべて習得できる継続的な支援事業

創業メリット（すべての知識を習得した者に対し、証明書を発行します。）
①国の登録免許税の軽減（資本金：0.7%→0.35%） ②信用保証 ・信用保証協会の創業関連保証枠を1,000万円から1,500万円に拡充。 ・創業2か月前から実施される創業関連保証を具体的な計画があれば6か月前に前倒し。 ③日本政策金融公庫 ・創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業支援融資制度について、自己資金要件等の撤廃。